

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	54
告 示	
○令和5年北海道准看護師試験の実施……………（医務業務課）	54
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	56
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課）	56
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課）	56
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	56
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	57
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	57
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	58
○特定調達契約に係る入札の公告……………	58
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	59
道公安委員会規則	
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則……………	62
道警察本部告示	
○高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程……………	62

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第62号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の2に次の1号を加える。

(9) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者で知事が別に定めるもの

第6条第5項第1号中「が親族であること」を「との関係」に改め、同項第2号及び第3号中「親族」を「者」に改める。

第11条第1項第2号中「が入居者の親族であること」を「と入居者との関係」に改める。

第12条第3号並びに第13条第1項第2号及び第3号中「親族」を「者」に改める。

別記第1号様式（表）中「する親族」を「する者」に改め、同様式（裏）中「親族

は」を「者は」に改める。

別記第3号様式（裏）中「親族の」を削る。

別記第7号様式及び別記第7号様式の2中「（入居者及び同居親族）」を削る。

別記第8号様式末尾欄外注2の事項中「が入居者の親族であること」を「と入居者との関係」に改める。

別記第11号様式及び別記第11号様式の2中「親族は」を「者は」に、「親族の」を「者の」に、「親族に」を「者に」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第545号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和5年准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

1 試験会場

(1) 第二水産ビル

札幌市中央区北3条西7丁目1

(2) 札幌国際ビル 札幌市中央区北4条西4丁目1 (3) 北海道上川総合振興局合同庁舎 旭川市永山6条19丁目1番1号 (4) 北海道十勝総合振興局合同庁舎 帯広市東3条南3丁目1番地 2 試験の期日 令和5年2月14日（火）午後1時30分から午後4時まで（2時間30分） 3 試験科目 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護 4 受験資格 (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和5年3月31日までに修業見込みの者を含む。） (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。） (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和5年3月31日までに修業見込みの者を含む。） (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。） (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの 5 受験願書等の提出先及び提出期間 (1) 提出先 ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室 イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所がある者については、その市の保健所 ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251 又は（代表）011-231-4111 内線 25-364） (2) 提出期間 令和4年11月24日（木）から同月30日（水）まで（各提出先の就業時間中）とする。 ただし、送付による場合は、同日（水）までの通信日付印のあるものを有効とする。 6 提出書類 次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。	(1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通 (2) 4の(5)に該当する者にあつては、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定（見込）書の写し（原本を提示すること。） 1通 この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、令和5年2月28日（火）までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示すること。）を、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課へ提出すること。 (3) 4の(6)に該当する者にあつては、知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し 1通 (4) 写真 提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄に貼り付けること。 7 受験手数料 6,900円 なお、受講手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。 8 受験票の交付 受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。 9 合格の発表 (1) 発表日時 令和5年3月13日（月）午前10時 (2) 閲覧場所 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課、各総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室並びに小樽市保健所（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課ホームページへの掲示も行う。） 10 合格証書の交付 合格者には、合格証書を交付（郵送）する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、令和5年3月1日（水）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課へ修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業証明書等」という。）を提出すること。 なお、同日（水）までに卒業証明書等を提出することができない者については、同月31日（金）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課へ卒業証明書等を提出すること。提出が無い場合は、当該受験は無効とする。 また、送付による場合は、同日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。
--	---

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 令和5年3月13日（月）から同年4月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 受験者の取扱い

- (1) 受験者は原則として道内に住所地がある者とする。
- (2) 道外に住所地がある者で、受験を希望する場合は、あらかじめ電話で北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課に申し込むこと。
- (3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。
また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合は、道内の准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び道内在住者を優先する。

13 その他

- (1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課並びに道内の最寄りの総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室において配布する。
- (2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、140円分の郵便切手（1部の場合）を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健行政室若しくは地域保健室に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和4年11月14日（月）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課まで申し出ること。
- (4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課看護政策係のホームページ（アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/R5zyunkan.html>）に掲載する。

北海道告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年10月20日、多

度志土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、月形土地改良区が管理する花山ダムに係る管理規程を認可した。

令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

花山ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、月形土地改良区が管理する花山貯水池に係る管理規程の廃止を認可した。

令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

廃止した管理規程の概要

花山貯水池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
(3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。
令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類

道道

2 路線名

別海厚岸線

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
厚岸郡厚岸町奔波6丁目307番地先から 同郡厚岸町奔波6丁目368番地先まで	前	9.35mから 13.40mまで	626.52m	—
	後	9.35mから 15.03mまで	626.52m	—

北海道告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。
令和4年10月28日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 雄別釧路線	釧路市阿寒町上舌辛22線17番6地先から 同市阿寒町上舌辛20線8番8地先まで 釧路市阿寒町上舌辛20線8番8地先から 同市阿寒町上舌辛16線23番7地先まで	令和4年10月28日 同
道道 中西計根別線	標津郡中標津町字計根別272番1地先から 同郡中標津町字計根別195番1地先まで	令和4年10月31日

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年10月28日

北海道オホーツク総合振興局長 中島和彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 防滑材（碎石）バラ積み（網走市）（1トン当たりの単価）

760トン

(2) 防滑材（碎石）バラ積み（美幌町及び津別町）（1トン当たりの単価）

720トン

(3) 防滑材（碎石）バラ積み（北見出張所管内）（1トン当たりの単価）

1,350トン

(4) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（紋別出張所管内）（1トン当たりの単価）

330トン

(5) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（斜里出張所管内）（1トン当たりの単価）

210トン

(6) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（遠軽出張所管内）（1トン当たりの単価）

310トン

(7) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価）

204,000キログラム

(8) 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合物）（1キログラム当たりの単価）

340,000キログラム

2 落札を決定した日

令和4年10月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア氏名

三崎産業株式会社

イ住所

網走市字潮見156番地1

(2) 1の(2)

ア氏名

三星運輸株式会社

イ住所

網走郡美幌町字東2条北1丁目12番地

(3) 1の(3)、(4)及び(6)

ア氏名

株式会社ロードテクノ

イ住所

北見市豊地93番地24

(4) 1の(5)

ア氏名

道路工業株式会社

イ住所

札幌市中央区南8条西15丁目2番1号

(5) 1の(7)

ア氏名

株式会社三ツ輪商会

イ 住 所 釧路市鳥取南5丁目12番5号 (6) 1の(8) ア 氏 名 太陽興産株式会社 イ 住 所 北見市西三輪7丁目709番地8 4 落札金額 (1) 5,200円 (2) 5,000円 (3) 5,700円 (4) 9,900円 (5) 9,600円 (6) 9,300円 (7) 36円 (8) 50円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年8月30日付け北海道オホーツク総合振興局告示第142号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	(1) 契 約 令和4年10月28日に一般競争入札の公告を行う環境放射能水準調査モニタリングポスト更新業務委託契約 (2) 資 格 環境放射能水準調査モニタリングポスト更新業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 環境放射能水準調査モニタリングポスト一式（機器構成） ア 検出部 9台 イ 測定部 9台 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 北海道に事業所を有すること。 (2) 制作、据付、調整する機器等に関し、迅速なメンテナンス体制を有すること。 (3) 業務処理要領に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年10月28日（金）から同年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道原子力環境センターのホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに5の(1)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道原子力環境センター札幌分室 (2) 所 在 地 郵便番号 060-0820 札幌市北区北20条西12丁目1 (3) 電 話 番 号 011-788-8961 北海道原子力環境センター告示第26号
道原子力環境センター告示 北海道原子力環境センター告示第25号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達、は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年10月28日 北海道原子力環境センター所長 高 橋 和 紀 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和4年度において北海道原子力環境センターが締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。	

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年10月28日 北海道原子力環境センター所長 高橋和紀 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 環境放射能水準調査モニタリングポスト 一式 （機器構成） ア 検出部 9台 イ 測定部 9台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 履行期日 契約締結の日から令和5年3月15日まで (4) 納入場所 北海道が別途指定する場所とする。 2 入札に参加する者に必要な資格 令和4年北海道原子力環境センター告示第25号に規定する環境放射能水準調査モニタリングポスト更新業務委託契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道原子力環境センター札幌分室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター大研修室（送付による場合は、郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課） (2) 入札日時 令和4年12月9日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月8日（木）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道原子力環境センターのホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/）においてダウンロードすることができる。	7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道原子力環境センター (2) 所在地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 (3) 電話番号 0135-74-3131 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Environmental radiation monitoring post a Detection unit 9 sets b Measuring unit 9 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 9, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than December 8, 2022) C Contact : Hokkaido Nuclear Energy Environmental Research Center, Miyaoka 261-1, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan Phone : 0135-74-3131
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
	北海道教育庁オホーツク教育局告示第35号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年10月28日 北海道教育庁オホーツク教育局長 野上義秀 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア パーソナルコンピュータ（北見地区） 一式 28台分 イ パーソナルコンピュータ（紋別地区） 一式 13台分

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年10月28日(金)から同年11月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午後1時)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎4階1号会議室
(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 令和4年12月9日(金)午前10時(送付による場合は、同月

8日(木)午後5時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和4年7月22日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第28号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ
(<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 28 sets
- b Personal Computer 13 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 9, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 8, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome,
Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁オホーツク教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年10月28日

北海道教育庁オホーツク教育局長 野 上 義 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ（北見地区）一式 4台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年10月28日（金）から同年11月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎4階1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和4年12月9日（金）午前11時（送付による場合は、同月8日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和4年7月22日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第28号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

(3) 電 話 番 号 0152-41-0785 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 4 sets B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 9, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 8, 2022) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan Phone : 0152-41-0785	高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年10月28日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程 第1条 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。 別表第1中 「 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 」
道 公 安 委 員 会 規 則	
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月28日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第11号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 第18条第3号イ及び第36条の4第3号イ中「第117条の2の2第12号」を「第117条の2の2第1項第9号」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和4年10月1日から適用する。 （経過措置） 2 この規則による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第18条第3号イ及び第36条の4第3号イに規定する罪であって新規則の適用の日前に犯したものは、新規則の適用の日以後は、新規則の相当規定に規定する罪とみなして、これらの規定を適用する。	を 「 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 2の運転適性検査器材による検査の結果に基づく指導については、1の講義の時間に行うことも可能とする。この場合においては、当該指導を1の(3)の高齢者の特性を踏まえた運転方法の一部として行うこととする。 」 に改める。 第2条 特定任意高齢者講習実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。 別表1中 「 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 」 を 「 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 2の運転適性検査器材による検査の結果に基づく指導については、1の講義の時間に行うことも可能とする。この場合においては、当該指導を1の(3)の高齢者の特性を踏まえた運転方法の一部として行うこととする。 」 に改める。 附 則 この規程は、令和4年10月28日から施行する。 _____
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第502号	